

# 福岡県公報

平成二十三年十一月十六日  
第三千三百二十九号  
増刊 ①

## 目次

### 規則

○福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する

規則 (都市計画課) ……………

### 規則

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十三年十一月十六日

福岡県知事 小川 洋

### 福岡県規則第三十五号

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則の一部を改正する規則

福岡県特定の民間再開発事業等認定事務処理規則(平成九年福岡県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「、第三十九条の七第九項及び第十一項並びに第三十九条の百六第二項及び第四項」を削る。

第二条第一項中「、第三十九条の七第九項若しくは第三十九条の百六第二項」を削る。

第三条第一項及び第二項中「、第三十九条の七第十一項又は第三十九条の百六第四項」を削る。

「第25条の4第2項  
第39条の7第9項  
第39条の106第2項」  
を「第25条の4第2項」に改め、同

様式(裏)備考一中「また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。」や「同備考中8を削る。」や8を削る。

様式第三号中 「第25条の4第16項  
第39条の7第11項  
第39条の106第4項」  
を「第25条の4第16項」に改め、同様式備

考一中「また、申請者が法人である場合においては、「住所」の欄には当該法人の主たる事務所の所在地を、「氏名」の欄には、当該法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。」を削り、同備考1の番号及び同備考2を削る。

様式第五号中 「第25条の4第2項  
第39条の7第9項  
第39条の106第2項」  
を「第25条の4第2項」に改め、

様式第六号中 「第25条の4第16項  
第39条の7第11項  
第39条の106第4項」  
を「第25条の4第16項」に改め、

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。